

◎防火対象物の関係者の皆様へ

消防用設備等の非常電源として設けられている自家発電設備

の点検には負荷運転が必要です。

点検の目的

- 万が一、火災が発生した場合、その被害を最小限とするため、消防用設備等の機能や性能を有効に発揮する必要があることから、適正な維持、管理を行うものです。
- 消防法第17条の3の3の規定により、防火対象物の関係者には定期的な消防用設備等の点検と報告が義務付けられております。

自家発電設備の負荷運転の実施について

- 消防用設備等の非常電源として設けられる自家発電設備は、消防法第17条の3の3の規定に基づき、定期的な点検及び管轄消防署への報告が義務付けられています。
- 自家発電設備の点検項目のひとつである負荷運転は、1年に1回行う総合点検において実施することが必要です。（他の法令に基づく点検時などに、あわせて実施することができます。）
- 負荷運転は、自家発電設備を稼働させ、自家発電設備に異音や漏油等の異常が見られないかなどを確認するものです。
- 自家発電設備の負荷運転が実施されているか確認し、実施されていない場合は、点検の実施と管轄消防署への報告をお願いします。

【お問い合わせ先】

八女消防本部予防課

Tel 0943 -24 -1119